

一宮市に関わる「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の許可等の窓口が変わります！

令和3年4月1日に一宮市が中核市に移行することに伴い、一宮市内の「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に関する許可等の事務が愛知県から一宮市に引き継がれ、一宮市内の許可等についての申請先が一宮市役所となります。

一宮市内のみの登録・許可の内容については、一宮市長の登録・許可となり、愛知県知事の登録・許可から除かれることとなりますのでご注意ください。

1 現行許可の取扱いについて

令和3年3月31日時点で愛知県知事の登録・許可を取得している事業者であって、事業所を一宮市内に有している場合は、令和3年4月1日から登録・許可の有効期限までの間は、一宮市長の登録・許可を取得しているものとみなします（以下、「みなし登録・許可」という。）。

みなし登録・許可の対象となる事業者であれば、新たに一宮市長の登録・許可を受けないで、愛知県知事の登録・許可の有効期限まで一宮市内で業を行うことが可能です。

※許可証は、許可の更新及び許可証の書き換え時に新たな内容で発行します。

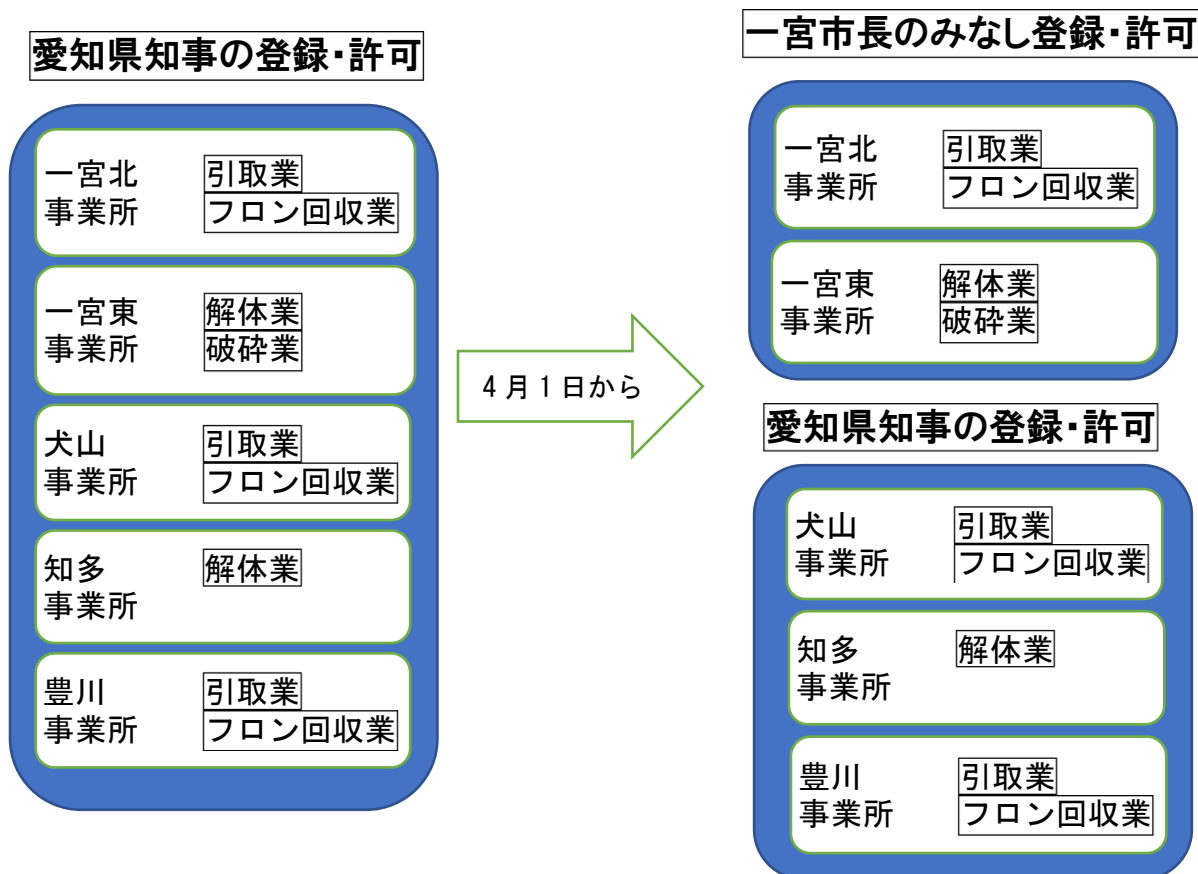


図1 4月1日前後の登録・許可のイメージ図

2 更新登録・許可申請について

一宮市内の業のみなし登録・許可を有している事業者が、登録・許可の有効期限後、一宮市内で業を行う場合は、一宮市長への更新登録・許可申請が必要です。

一宮市以外の愛知県内で引き続き業を行う場合は、別途愛知県知事への更新許可申請が必要です。

3 変更届等の提出について

一宮市内の業のみなし登録・許可、処理施設のみなし許可を有している事業者が、住所や役員等に変更が生じ、令和3年4月1日以降に届出書を提出する場合は、一宮市に届出書を提出してください。

なお、一宮市以外の愛知県内で引き続き業を行う場合は、別途、県への届出書の提出が必要です。

4 令和3年3月31日までの登録・許可申請書類及び届出書類について

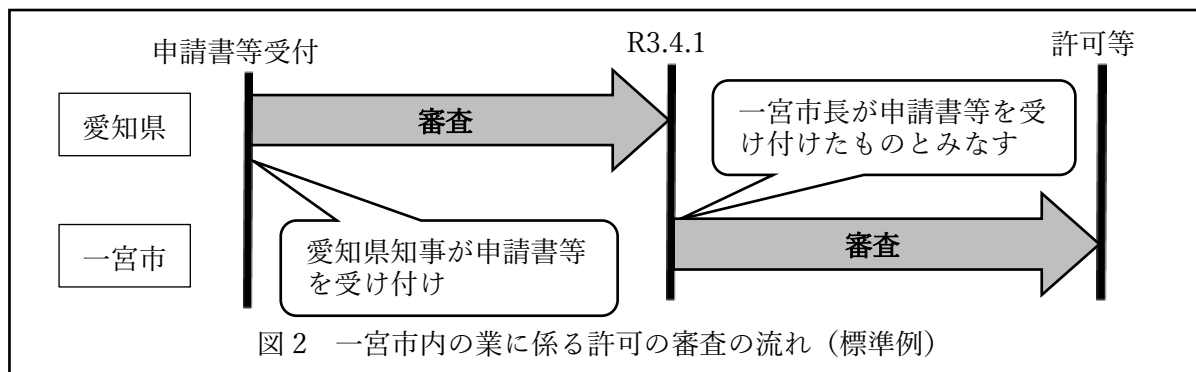
一宮市に係る登録・許可を有している事業者が令和3年3月31日までに申請又は届出を行う場合、一宮市内、市外いずれにも事業所を有する場合は、一宮市への引継ぎ用として申請書及び届出書一式を1部追加で提出してください（控えを含め3部）。

なお、一宮市引継ぎ用の書類は、一宮市内の事業所に係るもののみの内容としてください。

5 令和3年3月31日までに受け付けた登録・許可申請書及び変更届等の取扱いについて

令和3年3月31日までに愛知県知事が受け付け、同日までに登録・許可（又は登録拒否・不許可）されていない一宮市に係る登録・許可申請書や、審査が完了していない変更届等については、令和3年4月1日以降は一宮市長が受け付けたものとみなしますので、差し替え書類の提出等は一宮市に提出してください。

愛知県知事の許可と一宮市内のみなし登録・許可を有している事業者に対しては、登録・許可又は書換えに係る登録・許可証は、愛知県知事と一宮市長の双方から発行されます。



6 問い合わせ先

愛知県環境局資源循環推進課産業廃棄物グループ 電話052-954-6235
一宮市環境部清掃対策課(4月1日に名称変更予定) 電話0586-45-7004